

旅館業法及び住宅宿泊事業法の主な規制内容

	旅館業法		住宅宿泊事業法
	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	民泊
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの	旅館業の営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日（泊）を超えないもの
玄関帳場（フロント）	必要	不要	不要
面積基準	7㎡以上／1客室 （ベッドありの場合は9㎡以上／1客室）	客室延床面積が33㎡以上 （10人未満は3.3㎡×人数 以上）	1人あたり3.3㎡以上
建築物の用途（※1）	ホテル又は旅館		住宅、長屋、集合住宅 等
立地規制（※1）	都市計画法の用途地域により営業できない地域あり		都市計画法の用途地域のうち工業専用地域以外の地域
居住要件	なし		現に人の生活の本拠として使用されている家屋 等(※2)
事業日数等の制限	なし		年間180日（泊）以内。地域によっては事業ができない期間あり
管理体制	従事者等が常駐しない場合、緊急時に10分以内に施設に到達できる体制が必要		原則、居住していること。ただし住宅宿泊管理業者に委託しなければならない場合あり(※3)
定期報告	なし		2ヶ月ごとに必要 （実績がない期間も必要）
許認可等	許可		届出
手数料	¥22,440		なし

※1 建築物の用途や計画地の規制については所管部署に確認してください。

※2 「入居者の募集が行われている家屋」「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」を含みます。

※3 「届出者が法人の場合」「客室が6室以上ある場合」「同一敷地もしくは隣接地に居住していない場合」等は国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者へ委託が必要です。登録を受けていない者への委託はできません。